

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター

平成 28 年度自立相談支援事業従事者養成研修【前期】



6 月 16 日（木）から 18 日（土）にかけて、全国から約 260 名の支援員が集まり、自立相談支援事業従事者養成研修【前期】第 1 回が開催されました。研修内容は、生活困窮者支援の考え方、自立相談支援事業の目的・支援の流れ、他制度の活用・連携、対象者の特性を踏まえた支援のあり方、支援を通じた地域づくり、就労支援の考え方と実践方法、人材育成と職場づくり等の多岐に渡り、講義・実践者の報告と非常に内容の濃いものとなりました。参加者の皆さんが相談支援機関に戻り、日常相談業務の中で今回の研修目標に掲げた、①基本を学ぶ、②学んだことを実践できる、③伝達できる、を実践していただきたいと思います。今後も 2 回の前期研修と後期研修の開催が予定されています。（ニュースレター第 16 号「今後の研修スケジュール」参照）

また、6 月下旬からは、国と都道府県・指定都市・中核市と協力し、各地域において、ブロック会議を開催しています。第 1 回ブロック会議のテーマ設定は、「相談支援の充実に向けて（(1) 相談を受け止める、(2) 任意事業の充実）」としています。昨年度の春のブ

ロック会議と同じテーマ設定ですが、施行後 1 年が経過したところで改めてこのテーマとしました。1 年間を通じて、自治体間で取り組みのばらつきも出てきていますが、自治体におかれて、初年度の実績数値を振り返っていただくとともに、国がブロック会議で紹介させていただく取組事例やブロック会議での意見交換なども参考に取組を深めていただきたいと思います。

また、本号では、鳥取・山梨両県より広域自治体の立場から、管内自治体での相談事業・任意事業の取り組みに関する支援体制について報告していただきます。

本号の内容

- 1 巻頭言
自立相談支援事業従事者養成研修
- 2 自治体短信
鳥取県の「いま」
山梨県の「いま」
- 3 本号で紹介した資料等について



自治体短信 このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



鳥取県の「いま」 ～広域自治体としての取り組み～ 鳥取県 福祉保健部福祉保健課 くらし応援対策室 係長 山下 かおり

1 鳥取県の概況

鳥取県は、北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめとする中国山地が連なり、豊かな自然環境の中で、4市14町1村、人口約57万人の県民が暮らしています。県では、平成26年度末に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、また、本年4月には、県福祉保健部に低所得者対策を所管する組織として「くらし応援対策室」を設置し、子どもの貧困対策を含む低所得者対策を総合的に推進することとしています。

2 生活困窮者自立支援事業等に係る実施体制

現在、県内14町1村のうち12町1村で福祉事務所が設置され、鳥取県は残り2町を所管地域として、「鳥取県生活困窮者自立支援協議会（鳥取県社会福祉協議会と各町社会福祉協議会）」に委託して自立相談支援事業を実施しています。任意事業では、就労準備支援事業と学習支援事業の他、今年度より家計相談支援事業も取り組みを始めたところです。

鳥取県社会福祉協議会では、平成25年度のモデル事業から引き続き自立相談支援に取り組んでいたため、平成27年度からは、その経験を活かして、「生活困窮者自立支援の促進に資するバックアップ事業」も委託し、県とともに全県を対象とした後方支援にも取り組んでいただいています。

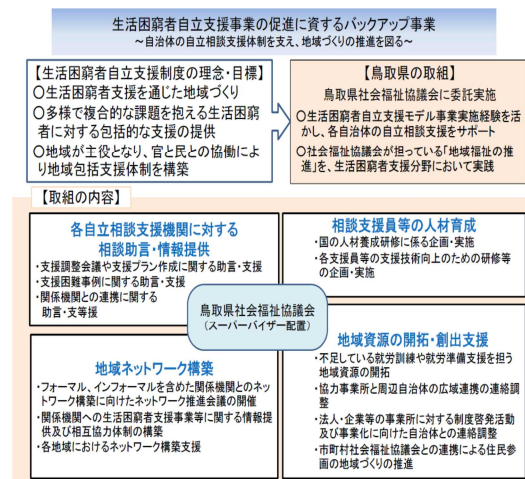
3 広域自治体としての取組

平成27年度は、各自立相談支援機関から「アウトリーチはどのように行うのか」「相談は受けたもののどのように支援していけばいいのか」「就労支援の支援メニューがない」など、戸惑いの声が多く寄せられました。寄せられた意見からは、相談体制や支援技術の向上、地域資源の課題・ニーズ把握や開発など、県として取り組むべき課題が明らかになりました。

また、県内には人口規模の小さい自治体が多く、小

規模自治体における支援の工夫や周辺の自治体との取り組みの均衡をより図る必要があります、これらは広域自治体である県の役割でもあると考えています。

こうした中で、県としても、本制度の現状や課題・相談者のニーズを把握しながら、また、連携している鳥取県社会福祉協議会、自立相談支援機関や関係機関のみなさんの意欲や熱意に後押しされながら取り組みを進めてきました。取り組みはまだまだ始まったばかりですが、現在までの取り組みをご紹介します。



(1) 鳥取県生活困窮者自立支援制度の促進に資するバックアップ事業

この事業は、「生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業」と位置づけ、鳥取県社会福祉協議会に委託して実施しています。

具体的には、研修や担当者連絡会等の企画・実施や各自立相談支援機関からの相談対応、広域的なネットワーク構築の連絡調整、就労訓練事業等の地域資源開拓等を行っています。本事業により、自立相談支援機関の支援状況や課題をより具体的に把握することができます。鳥取県社会福祉協議会とは日常的に話し合いながら取り組んでいます。生活困窮者自立支援制度がめざす「地域づくり」は、社会福祉協議会が担う地域福祉の実践と大きく重なるものであり、今後も連携して取り組んでいきたいと考えています。

(2) 任意事業の取組促進

県では、任意事業の実施促進にも取り組んでいます。「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」の中で各市町村が任意事業に取り組むことを達成目標に掲げているという背景も後押ししています。

① 就労準備支援事業

平成 28 年度の実施自治体数は、県内19市町村のうち前年度の1町から10市町へと増加しました。増加の背景には、先行して生活保護受給者を対象に取り組んでいた自治体において効果の上げていることや、複数自治体での共同実施を可能にする支援ノウハウと機動力のある民間事業所の存在があります。

県においても所管地域である町での事業実施に向け、近隣の町を個別に訪問して共同実施への参加を呼びかけ、事業内容や効果の説明を行い、まずは対象者像や支援のイメージ共有を図りました。また、広域での事業実施方法については、県が調整役となって民間事業者とも協議を重ね、4町での共同実施が実現しました。具体的には、県が窓口となって委託契約を締結し、共同実施する他町と県が協定締結により費用を按分する方法をとっています。

今後は、広域自治体として、鳥取県社会福祉協議会とも連携し、事業未実施自治体での実施に向けたバックアップ支援を行いたいと考えています。

② 学習支援事業

本県は小規模の自治体が多く、「生活困窮」「ひとり親」「生活保護」といった対象を限定した事業は実施しにくいという事情があります。また、子どもの貧困対策という視点においては、経済的事情だけでなく、さまざまな困難を抱える子どもたちへの支援を講じる必要があり、県では、困窮世帯だけでなく広く子どもたちを対象とした学習支援の場をつくり、そこに支援を必要とする子どもを“つなぐ”地域の連携体制の構築とともに実施したいと考えています。このため、教育委員会で実施する「地域未来塾」(文科省事業)を含めた各国庫補助事業を総合的に推進しつつ、すべての子どもを対象として実施する際に各国庫補助事業で対象とならない経費など、各事業の隙間を埋める県独自の補助メニューを創設し、各自治体での取り組みを提案しています。

また、福祉分野と教育分野の連携強化を図るため、

県と市町村の福祉部局と教育部局との合同の連絡会議を圏域ごとに開催し、学習支援事業における課題の共有や情報交換、対策の検討を行っています。現在、学習支援事業の取組は県内19市町村のうち15市町村にまで広がっています。

(3) モデル事業の実施

○生活困窮者制度の就労支援を通じた地域づくりモデル事業

県中部に位置する北栄町が、認定就労訓練事業所である地元社会福祉法人トマトの会とタイアップして就労訓練と地域づくり(農業振興や地域課題に対する新たな取組)に取り組む、県もモデル事業として支援を行いました。現在4名の方が就労されており、意欲的に活躍されている様子や生活困窮者就労支援を通じた地域づくりの実践事例を県内の他の市町村に紹介し、普及を図りたいと考えています。普及啓発のツールとして、鳥取県社会福祉協議会が今年度から始める“鳥取県版ニュースレター”での特集を企画しています。

4 今後の課題

平成 28 年度に入り、第1回目の生活困窮者自立支援地区別担当者連絡会を開催しました。連絡会では制度開始から1年が経過し、相談件数の増加に伴って「就労支援メニューの不足」「支援調整会議の運営方法が課題」「アウトリーチの仕組みや連携体制が必要」「要支援者への介入方法に苦慮している」といった悩みや課題が挙げられました。

生活困窮者支援制度は、地域の実情に応じた支援体制や支援メニューを地域で創り上げていくことができる制度ですが、そのためには、行政や民間の関係機関で構成する地域のネットワーク組織を市町村単位で構築することが必要だと思います。地域のネットワーク組織が機能することにより、支援を必要とする人の早期発見や包括的な支援が可能となり、地域課題に地域で取り組むための基盤整備にもなると思います。県としては、今後も任意事業の取組促進や就労訓練事業等の事業所開拓に取り組むとともに、各市町村におけるネットワーク組織の構築を促進したいと考えています。

自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



山梨県の「いま」 ～制度施行2年目を迎えて～

山梨県福祉保健部福祉保健総務課 副主幹 大沼 純一

1 山梨県の概要

山梨県は、東京圏に隣接し、都心から約90分でアクセスできる環境にありながら、世界遺産富士山をはじめ恵まれた自然環境のもと、近年は多くの外国人観光客が訪れています。

また、2027年のリニア中央新幹線開業により、甲府と都心は約25分で結ばれるようになり、中京圏や関西圏へのアクセスも格段に向上し、人と情報の交流密度が飛躍的に向上することが見込まれています。

現在、県では、新たに策定した総合計画「ダイナミックやまなし総合計画」に基づき、リニア中央新幹線開業により格段に高まる有利性を最大限に生かした、新たな地域社会を創造していくための土台づくりを進めています。

2 生活困窮者自立支援事業等に係る実施体制

山梨県は、人口約12万人の8町6村の郡部を所管地域とし、「山梨県社会福祉協議会」に事業を委託して自立相談支援事業に取り組んでいます。

現在、所管地域を2つの地域に分け、峡南地域は市川三郷町社会福祉協議会内に、富士・東部地域は県富士・東部保健福祉事務所内に相談窓口を設けて相談支援を行っています。また、両地域の管内町村を巡回し、相談者等の生活状況、新規相談者の情報に関する関係機関(者)等との情報共有及び生活困窮者の早期発見を目的とした定期巡回相談を実施しています。

さらに、両地域において事業の実施状況等について意見交換を行う関係機関連絡会議を定期的に行うとともに、民生委員などを対象とした研修会にも参加して、制度の周知・告知にも取り組んでいます。

3 平成27年度の状況と県の取り組み

現在、山梨県では、町村部を所管する県と県内13

市が実施主体となり事業を実施していますが、平成27年度の任意事業の実施状況は、7市において13事業にとどまり、県を含めて7自治体が任意事業“0”という状況でした。特に、子どもの学習支援事業については、全国で唯一実施自治体がないという状況でした。

任意事業を実施しない理由を確認したところ、県を含めて生活困窮者のニーズを把握できていない自治体が多く、どの事業から取り組んでいけば良いのか決めかねている状況であることがわかりました。

そのため、昨年8月に開催した県・市研修会において、任意事業に関してすでに事業を実施あるいは実施を予定している自治体から、事業を開始した経過や実施方法等について報告してもらい県内自治体における任意事業の取り組み状況についての情報共有を行いました。

その後、予算編成時期には任意事業への積極的な取り組みについて、県から改めて依頼するとともに、機会あるごとに県内の任意事業の実施予定等の情報提供していきました。その結果、平成28年度の任意事業の実施状況は、県は2事業、11市が21事業となり、特に子どもの学習支援事業については、県を含めて6自治体で実施することとなりました。

4 今後の課題

任意事業の中で、山梨県においては就労準備支援事業の取り組みが遅れており、昨年度は4自治体で実施しましたが利用も低調で、今年度は3自治体での実施に留まっています。その要因としては、就労準備支援事業を必要とする相談者の把握が遅れていることと思われるため今年度の研修会等において、自立相談支援事業におけるニーズ把握について改めて確認するとともに、県外の事例等について紹介しながら、就労準備支援事業の普及に取り組んでいきたいと思っています。

5 終わりに

山梨県においては、平成28年度から家計相談支援事業と子どもの学習支援事業を開始することといたしました。家計相談支援事業は、自立相談支援事業とともに山梨県社会福祉協議会へ委託することとしました。子どもの学習支援事業については公募により受託事業者を選定することとしたため、事業開始が少し遅れることとなりました。しかしながら、平成27年度末に山梨県教育委員会で策定した「子どもの貧困対策推進計画」においても、当該事業を推進施策の1つとして位置づけられたこともあり、既に生活困窮家庭からの学習支援の申し込みが多数寄せられている状況であります。選定される事業者や町村担当者等関係者と連携を密にし、また県内の5自治体とも実施状況について情報を共有しながら、よりよい支援を行っていききたいと思います。

(編集後記)

巻頭言では自立相談支援事業従事者研修を紹介しました。講義中の質問だけでなく、特設の質問ボードに張り出された多数の付箋からも参加された皆さんの意気込みが感じられました。また、困窮室のメンバーも各地で開催される28年度第1回ブロック会議に参加し、現場の様子を伺い、意見交換にて相互の問題意識の共有を図りたいと思います。自治体短信では鳥取県の山下さん、山梨県の大沼さんに相談支援機関のバックアップ、支援制度の充実に向けた県の取り組みについて報告していただきました。様々な立場から困窮制度に関わる人に共通する「困りごとを抱えた人はいないか」という思いを形にすることの大切さを感じました。(い)

本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 New !	
鳥取県	・ 鳥取県子どもの貧困対策推進計画 http://www.pref.tottori.lg.jp/245949.htm
山梨県	・ 山梨県福祉保健部福祉保健総務課 http://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/index.html
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 (平成27年度分及び平成28年4月分をホームページに掲載) New !	
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	・ 厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html